

歯科特殊健康診断に必要な知識

1. 労働安全衛生法について

<概要>

- 1) 労働安全衛生法（安衛法）
- 2) 法令等の区分と順序
 - コラム 法律の条文、項、号
 - コラム 労働災害とは
 - コラム 事業者とは

2. 歯科医師による健康診断の法的根拠

<概要>

- 1) 歯科医師による健康診断（安衛法第66条第3項）
- 2) 健康診断の対象となる有害業務（安衛法令第22条第3項）
- 3) 健康診断を行う時期（安衛則第48条）
 - コラム 雇入れ時とは
 - コラム 常時とは
- 4) 事業者による意見聴取（安衛法第66条の4，安衛則第51条の2）
 - コラム 化学物質管理は自律的管理へ（概要）
- 5) その他
 - (1) 歯科特殊健康診断票
 - (2) 健康診断結果の記録の作成（安衛則第51条）
 - (3) 健康診断の結果の通知（安衛則第51条の4）
 - (4) 健康診断結果報告（安衛則第52条）
 - (5) 健康診断実施後の措置（安衛法第66条の5）
 - (6) 罰則（安衛法第120条）

図1 歯科医師による健康診断の構図

3. 歯科医師による職場巡視の法的根拠

<概要>

※産業医による職場巡視

歯科医師による職場巡視の法的根拠

4. 産業歯科医の法的根拠

<概要>

- 1) 産業歯科医の定義はない

- 2) 産業歯科医は虚像
 - コラム 産業歯科医が虚像になったわけ (推定)
 - コラム 歯科医師からの意見聴取
 - コラム 歯周疾患検診はやらない

5. 労働衛生管理とは

< 概要 >

- 1) 労働衛生管理ってなに
- 2) 労働衛生の3管理
 - (1) 作業環境管理 (作業場の空気の管理)
 - (2) 作業管理 (作業方法の管理)
 - (3) 健康管理 (健康診断を中心とした管理)
 - (4) 3管理の順序と大きさ
- 3) 歯科健康診断を行う歯科医師のスタンス
 - コラム 5管理
 - コラム 作業環境測定と個人ばく露測定

6. 労働衛生管理と歯科保健管理の違い

歯科特殊健康診断の基礎

1. 歯科特殊健康診断でみるもの

< 概要 >

- 1) 歯科特殊健康診断の対象
 - コラム 特殊健康診断 (特殊健診)
- 2) 診査項目は歯科医師の裁量に任されている
 - コラム 「酸蝕症検診」の時代は終わりました
- 3) 鑑別が難しい
 - 表1 歯科健康診断対象物質及び想定される症状・例
- 4) 健康診断票はメモ帳

2. 歯の酸蝕症 (歯牙酸蝕症)

< 概要 >

- 1) 歯の酸蝕症 (歯牙酸蝕症) とは
- 2) 歯の酸蝕症がみられる産業など
 - (1) めっき
 - (2) 硫酸

表2 施行令に具体名が示されている歯科健診対象物質の用途例

コラム 「ばく露」とは

3) 歯の酸蝕症の軽症化

コラム 菓子屋う蝕症

コラム ワインテイスターの酸蝕症

4) 歯の表面損失度にかかわらず、疑問型は「E0」

5) 歯の酸蝕症の診査基準（健康管理のための診査基準）

表3 歯の酸蝕症の診査基準（健康管理のための診査基準）

6) 歯の酸蝕症の鑑別診断

7) 歯の酸蝕症の現れ方

図2 歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）診断・例

表4 歯の酸蝕症（歯牙酸蝕症）の鑑別診断・例

図3 酸蝕症を疑う（E0）例

表5 職業性・軽度酸蝕症の背景にあるもの・推定

8) 歯の酸蝕症を疑ってみる

9) 食道裂孔ヘルニアかもしれない

10) 歯の酸蝕症の治療

3. フッ化水素、黄リンによる健康影響

<概要>

1) フッ化水素

コラム フッ化水素と班状歯

2) 黄リン

コラム 黄リンマッチ

コラム 歯科医師会も酸蝕症検診を放棄

4. 「その他」化学物質による健康影響

1) その他、歯又はその支持組織に有害な物

2) 「その他」の現状

3) 歯又はその支持組織

歯科特殊健康診断の実際

1 歯科特殊健康診断

<概要>

1) 特殊健康診断を行う歯科医師にも責任が生じます

- 2) 特殊健康診断ではむし歯と歯周疾患は忘れる

2. 歯科特殊健康診断の準備

- 1) 特殊健康診断票（歯科医師用）を使う
- 2) 前回の健診票と写真を用意する
- 3) 診査はデンタルミラーで足りる
- 4) 労働者のプライバシーを確保

3. 「その他」化学物質を含めた歯科健康診断を行う

<概要>

- 1) 「その他」化学物質を取り扱う労働者
- 2) 問診で、取り扱う化学物質をすべて聞き出す
- 3) 情報を得る
コラム SDS
- 4) 疑問のある症状
- 5) その他化学物質による症状がないとき

4. 写真を撮る

<概要>

- 1) 歯の写真を撮る
- 2) 舌の写真を撮る
表6 写真を撮る意義
コラム 事業場内部の写真

5. 健康診断は問診から始める

- 1) 問診から始める
- 2) 健診票にしたがって問診する

6. 健康診断票の書き方

- 1) 健診票へ記入する
<事前に記入してもらうこと>
<問診で情報を得ること>
<歯科医師の判断で記すこと>

表7 診断区分例と内容（歯科医師による診断結果）

表8 就業区分例と就業上の措置の内容（歯科医師の意見）

- 2) 健康の確認
- 3) 健康診断票の確認
コラム アナログ写真、デジタル写真、どちらを使う
コラム 写真は歯科医師のみが保存することもある
コラム ABC 区分

コラム 助言が欲しいとき

7. 現場をみる

<概要>

- 1) 現場をみせてもらう
- 2) 現場をみせてくれないとき
- 3) 4Sと2管理でみる

コラム 4S

- 4) 職場巡視でなにをみる
 - (1) 4Sをみる
 - (2) 空気の状態をみる（作業環境をみる）
 - (3) 換気装置を見る
 - (4) 作業のやり方をみる（作業をみる）
 - (5) 保護具をみる
 - (6) 健康状態をみる
- 5) わからないことは尋ねる

7. 健康診断の後に事業者が行うこと

<概要>

- 1) 歯科医師の意見聴取、健康診断個人票の作成、保存書（様式第6号の2）
- 2) 健康診断の結果を労働者へ通知
- 3) 健康診断結果の報告
- 4) 健康診断実施後の措置

コラム 健康診断個人票（様式第5号）と有害な業務に係わる歯科健康診断結果報告（様式第6号の2）への記入

8. 労災保険（業務災害に関する保険給付）

<概要>

- 1) 有所見者
- 2) 安易な診断をしない

9. 事業者宛ての報告書など

- 1) 事業者宛報告書
- 2) 事後措置

資料1 換気装置

1. 換気装置の種類
図4 換気装置（厚生労働省）
2. 局所排気装置

- 1) 局所排気装置は
図 5 発散源とフード
- 2) フードの形
 - (1) 囲い式
 - (2) 外付け式図 6 フードの種類
- 3) フランジ
図 7 フランジの効果
図 8 フランジ例

資料 2 呼吸用保護具

1. 呼吸用保護具の種類
図 9 0 国家検定合格標章
表 9 防じんマスクの種類
2. 防じんマスク
図 1 0 防じんマスク
3. 防毒マスク
図 1 1 防毒マスクと吸収缶
4. フィットチェック
5. 歯科健診対象物質とマスク
表 1 0 主な歯科健診対象化学物質とマスク

資料 3 簡単な写真の撮り方

1. カメラ
 - 1) 接写の出来るカメラ
 - 2) 携帯電話
2. 撮り方
図 1 2 写真例
図 1 3 接写可能な家庭用カメラ例
3. 撮影失敗の原因

資料 4 報告書の書き方

- I. 報告書の書き方 (例)
〇〇年度歯科特殊健康診断結果報告書・例
1. 序文 (A)
2. 健康診断対象者 (B)
3. 健康診断の結果
 - 1) 問診の状況 (C)
 - 2) 軟組織 (顔、舌、歯肉) の状況 (D))

- 3) 硬組織（歯、顎骨）の状況（E）
 - 4) その他（F）
 - 5) 職場の状況（G）
4. まとめ（H）

II 報告書の書き方（ヒント）

1. 序文（A）
2. 健康診断対象者（B）
3. 健康診断の結果
 - 1) 問診の状況・例（C）
 - 2) 軟組織（顔、舌、歯肉）の状況・例（D）
 - 3) 硬組織（歯、顎骨）の状況・例（E）
 - 4) その他・例（F）
 - 5) 職場の状況・例（G）
4. まとめ・例（H）

Q & A

資料5 「その他」の化学物質による口腔領域関連症状

1. 特化則健診項目に見られる「口腔関連症状」
2. 労災認定において例示されたことのある口腔症状
3. 職業病リスト（労災認定で参照される症状）
4. がん原性物質とそこに掲げる疾病

資料6 歯科特殊健康診断票（1回用）

資料7 歯科特殊健康診断票（2回用）